

【規制改革・民間開放推進会議 IT WG】

○ 民間事業者が行うタイムスタンプに関する規制改革について

関係府省との意見交換資料

「タイムビジネスに係る指針」の策定について

平成16年11月18日

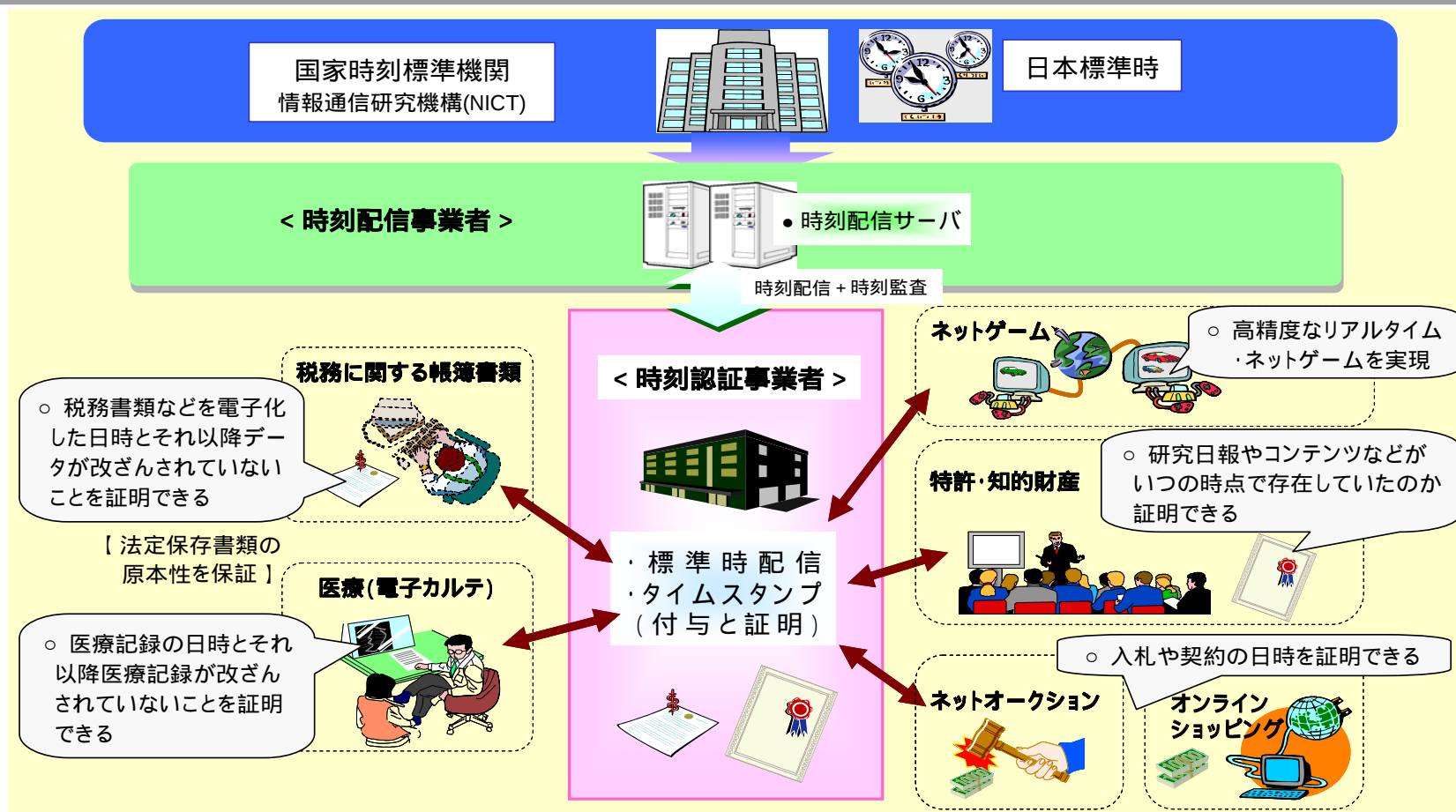
総務省 情報通信政策局 技術政策課

研究推進室長 竹内芳明

タイムビジネスの推進に向けた総合的な取組

タイムビジネス：時刻配信と時刻認証(タイムスタンプの付与と有効性証明)に関する業務をいう

- (1) 研究開発 … ネットワーク上で行われる契約や電子データが存在した時刻を証明することができるタイムスタンプに関する研究開発を情報通信研究機構(NICT)に委託して平成15年度から3ヶ年計画で実施
- (2) 実証実験 … 研究開発の成果を活用して、民間企業の参加により、電子商取引やコールセンター及び電子文書長期保存等のための実証実験を平成17年度に実施予定
- (3) 指針策定 … 「タイムビジネスに係る指針」を11月5日に策定・公表

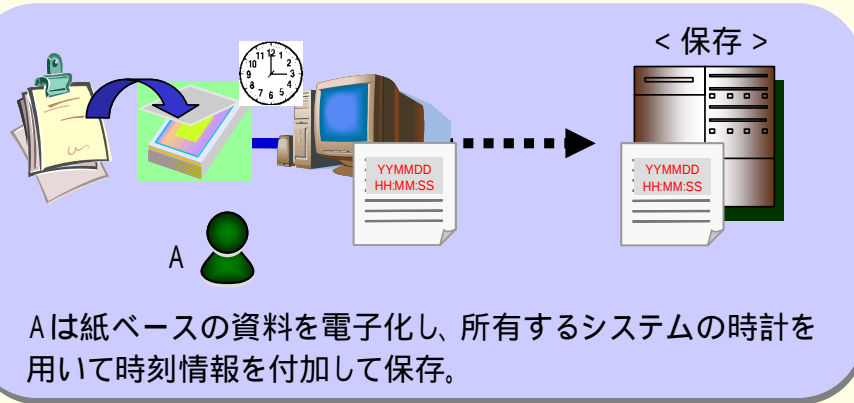


- 平成17年度要求額：200百万円(平成16年度予算額166百万円)
- 研究開発期間：平成15年度～平成17年度(3年間)

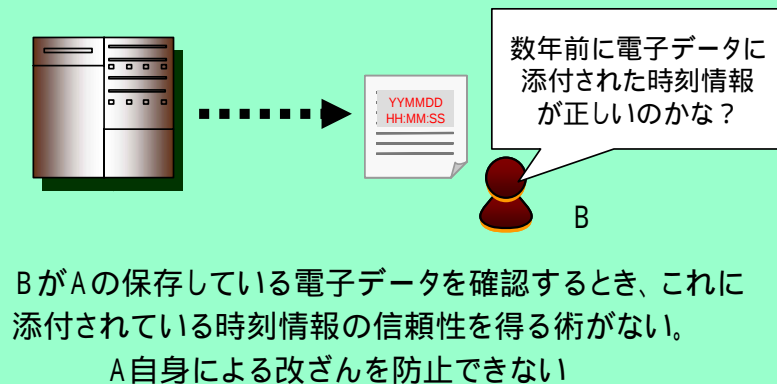
- タイムスタンプ … 「電子データ」が“ある日時に存在していたこと”及び“その日時以降に改ざんされていないこと”を証明するもの

電子データの長期保存におけるタイムスタンプの必要性

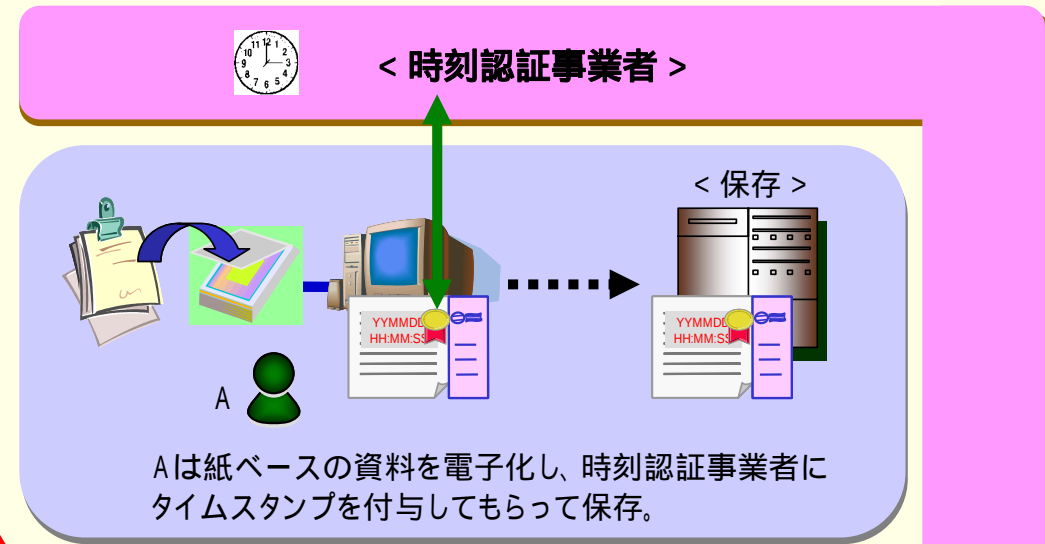
<タイムスタンプを利用しない場合>



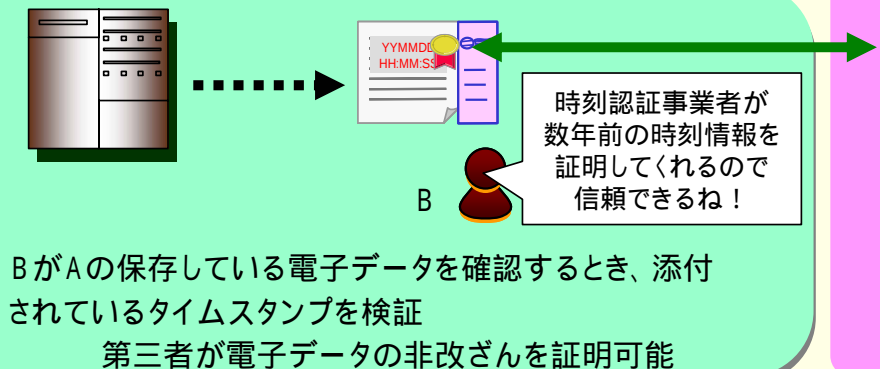
数年後...



<タイムスタンプを利用する場合>



数年後...



タイムビジネスの状況等

事業者	サービス名	利用者等(用途)
アマノ(株)	e-timing 20円/スタンプ	■ 日本電子公証機構(電子公証サーバ) ■ アマノビジネスソリューションズ(就業管理) ● 国立印刷局(官報情報) ● 大和総研(アナリストレポート)
セイコーインスツル(株) [SII]	Chronotrust	■ 東京スター銀行(システムサーバ) ■ NTTCOM(電子契約) ■ PFU(タイムスタンプ・サービス)
NTTデータ(株)	SecureSeal 120円/スタンプ (240,000円/2000スタンプ/月)	● CEC.com(電子契約) ● NEC(知的財産保護) ● BML(電子カルテ)
日本ベリサイン(株)	電子公証サービス	本格的な利用実績なし。(別サービスのオプション) (2~3社が試験的に利用しただけ)
(株)ガッツデイト	時刻認証 データ保管サービス	● あっ!とおどろく放送局(企画募集)
(株)日本電子公証機構	dPROVE	● 紀伊国屋書店(学術情報DB)
(株)PFU	PFUタイムスタンプ・サービス 10円/スタンプ (100,000円/10,000スタンプ)	● 主に企業向(電子データ保存向け)

文書の電子保存に向けた動きと関係

■ e - 文書法 (通則法及び整備法)

… 臨時国会において審議中

民間に紙での文書保存義務が課されている場合、原則として全て電子保存することを容認することとし、これを電子保存容認に関する共通事項を定める通則法及び通則法のみでは手当てが完全でない場合等の規定整備を行う整備法により措置

■ 『e-Japan重点計画-2004』に掲げられている方針

ア) タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進 (総務省及び経済産業省)

民間事業者が提供するタイムスタンプに、より一層の信頼性を付与するとともにその利用が促進されるよう、2004年度中に必要な方策について検討し、結論を得る。



■ 電子文書の真実性、可視性を確保するために必要な要件は省令で規定

- タイムスタンプの定義、技術等の要件
 - 上記に適合していることを確認 (認定する) 機関の要件
- 対象電子文書: 税務書類、医療関係書類 等



“信頼されるタイムスタンプの付与” 及び
“正確な時刻の利用促進” のために
『タイムビジネスに係る指針』を策定

「タイムビジネスに係る指針」の概要

1. 概要

民間事業者が行う「時刻配信」や「時刻認証(タイムスタンプの付与及び有効性証明)」に関する業務に係る指針を策定することにより、タイムビジネスの利用者がより信頼して利用できる環境を構築するため、タイムビジネスの必要性を解説するとともに、一定の信頼性を確保するタイムビジネスに求められる要件をとりまとめた。

2. 指針の要点

(1) 時刻配信業務

- ・ 時刻情報は、高い精度を有する時計を用いて生成し、標準時と比較して一定の誤差の範囲にあること。
- ・ 情報通信ネットワークを通じて、配信先である電気通信設備に対し、安全な方法により十分な精度で時刻情報を配信すること。
- ・ 利用者の求めに応じて時刻の維持精度に関する情報の提供ができることが望ましいこと。

等

(2) 時刻認証業務

- ・ タイムスタンプに用いる時刻情報は、日本標準時に準拠したものであることが望ましいこと。
- ・ 検証者がタイムスタンプの有効性(非改ざんの証明)確認を行えるように必要な情報を提供すること。
- ・ タイムスタンプの生成に用いる暗号技術は十分な強度を確保し、暗号鍵の危殆化に際しては適切な対応を行うこと。

等

3. その他

- 9月17日～10月15日まで指針(案)に対する意見募集を実施
計10者(個人4、企業・団体6)から51件の意見提出あり
- 意見募集の結果を踏まえ、11月5日(金)に指針を策定・公表